

教育活動における感染防止等に係る留意事項について

(令和4年12月5日更新)

宗像市教育委員会

1 コロナウイルス感染症拡大防止について

依然として県内及び本市においては多くの感染者が存在する状況にあり、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底することが重要である。

今後も、校内にウィルスを持ち込まない、校内での感染者を可能な限り出さない、という視点を踏まえて、これまで通りの危機意識をもって感染症対策を徹底する必要がある。

令和4年11月29日に文部科学省、令和4年12月1日に福岡県教育委員会が基本的対処方針を変更したことから宗像市立学校においても基本方針の更新を行う。

2 2学期からの教育活動、学校行事等について

現在の感染状況を踏まえ、今後の教育活動、学校行事等については原則、以下のようにする。

(1) 教育活動について

教科共通	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒の距離を可能な限り確保すること。・対面形式や一斉に大きな声で話す活動は、長時間・近距離の活動とならないようにするなど感染防止対策を徹底し実施すること。・授業前後及び授業中に換気の徹底を図ること。・児童生徒が共用で使う部分・器具や用具、楽器においては使用前後に手洗いを行うとともに、必要に応じて使用後に消毒を行うこと。
保健体育	可能な限り感染症防止対策を講じた上で、以下の点に注意すること <ul style="list-style-type: none">・運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動時、教師による説明や授業中の話し合いの場面や準備・後片付けの時など、運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合は、マスクを着用すること。・更衣室等、児童生徒の身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。更衣室利用中は、不必要な会話や発声をしないよう児童生徒に指導すること。
音楽	<ul style="list-style-type: none">・室内で児童生徒が行う合唱及びリコーダー等の管楽器演奏を行う場合は、連続して演奏する時間を可能な限り短くすること

(2) 教育活動におけるマスクの着用について

マスクの着用は引き続き基本的な感染対策であることを前提に、マスクの取外しについては、教育活動の態様や児童生徒の様子などを踏まえて対応すること。熱中症対策を優先し、熱中症リスクが高い授業や運動部活動の活動中、登下校時は、マスクを外す指導を徹底する。

○マスク着用を必要としない場面

○屋外

- ・人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合
- ・人との距離（2m以上を目安）が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合
(例) 離れて行う運動や移動、鬼ごっこなど密にならない外遊び
(例) 屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等） (例) 登下校 (例) プールでの水泳指導

○屋内

- ・人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合
(例) 個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

(3) 学校行事等について

①外部の人の出入りについて

- ・ 出入り業者へも感染症対策を講じるようにはたらきかける
- ・ 学園運営協議会 等⇒ 内容によって方法等を検討すること
- ・ 指導主事、特別支援教育指導員、ICT指導員、ICT支援員、発達支援室の職員、SC、SSW、ALT、教育相談員、教育実習生等については、体調管理を十分に行ったうえで学校への出入りを行う
- ・ ボランティアについては感染症対策を講じたうえで受け入れる
- ・ 保護者等が集まっての授業参観等は感染症対策を十分に講じること

②学校の日について

- ・ 感染症対策を十分に講じた上で実施すること

【対 象】原則として在籍する児童生徒の保護者に公開すること

※地域の人々の参観を拒否しなければいけないものではない。

【実施日】原則として、毎月10日に実施

※複数日程での分散実施、学校行事とあわせて別日実施等も可能

【方 法】地域別、学年別、出席番号別等、参観時間帯を指定しての実施も可能

【周 知】プリント、学校メール等でお知らせ

③運動会・体育祭・文化祭・お別れ会・卒業式・入学式等の行事について

感染症対策を十分に講じること

④学校外での活動について

バス、電車による移動を伴った活動を行う際は感染症対策を十分に講じること

⑤宿泊を伴う活動

宿泊を伴った活動を行う際は感染症対策を十分に講じること

「まん延防止等重点措置」等が発令されていて、行動制限が出ている場合は行わない。

⑥県外での活動

移動先の地域において、「まん延防止等重点措置」等が発令されていて、行動制限が出ている場合は行わない。

⑦PTA活動等

内容によって実施の有無や方法等を検討する。

⑧部活動について（中学校校長会と合議済）

感染症対策を講じながら、各学校の感染状況に応じて実施する。

マスクの着用等については、各競技団体が作成するガイドライン等に基づいて行う。

3 その他

- ・ 給食等児童生徒同士で食事をする場合や教職員が同室で食事をする場合には、食事前後の手洗いを徹底する。飛沫を飛ばさないような席の配置や適切な換気の確保等を講じることにより、児童生徒間で会話を行うことも可能であること。ただし、大声での会話は控えること。なお、学校の感染状況等を踏まえ、柔軟に対応すること。
- ・ 基本的な感染対策の徹底の状況を点検し、必要に応じて、マスク着用（鼻からあごを覆う）、手洗い（十分な流水による）、換気の徹底等について指導・確認を行う
- ・ 教職員に対しても感染症対策の徹底について確認を行う

※ 各学校における教育活動の是非について、判断が難しい場合は、個別にご相談ください。